

再委託契約書

- 1 契約の目的 研究題目：食品等による子どもの誤嚥事故予防に関する研究
国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）は、＜委託先機関_機関名＞ ＜委託先機関_役職名＞ ＜委託先機関_代表者＞（以下「乙」という。）と、甲が東京都との間で締結した「子供の事故防止につながる基礎研究事業に係る調査・研究業務委託」における研究開発の一部の委託に関し、次のとおり合意し、別紙の条項により再委託契約を締結する。
- 2 契約金額 甲は、＜委託研究予算_合計金額＞（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で第1条の規定による委託業務の実施に要する経費を乙に対して支払うものとする。経費の配分は別添の実施計画書のとおりとする。
- 3 契約期間 契約締結日から令和7年3月10日まで
- 4 履行場所 甲の指定する場所
- 5 契約保証金 免除

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

契約締結日 令和 年 月 日

(甲) 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦

(乙) ＜委託先機関_所在地＞
＜委託先機関_機関名＞
＜委託先機関_役職名＞ ＜委託先機関_代表者＞

約款

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書等における期間の定めについては、この契約書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第4条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(業務責任者)

- 第5条 乙は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(実施計画書)

- 第6条 事業年度ごとに別添の実実施計画書を作成し、甲に提出すること。

2 実施計画書の内容及び契約金額が変更になる場合は、第9条に定めにより、契約内容の変更協議を行うこと。

(履行報告)

第7条 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めると、又は帳簿その他の関係書類を閲覧し若しくは調査することができる。

(遅延違約金)

第8条 乙の責めに帰すべき理由により、業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 前項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第9条 甲は、次のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。また、契約金額を変更するときは、甲と乙が協議して定める。

2 進捗状況等を踏まえて委託事業の内容を変更することが妥当と認められるとき。

3 事業の実効性を高めるため、必要があると認めるとき。

4 その他、甲が必要があると認めるとき。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第10条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第11条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、更なる納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。

3 甲は、第18条若しくは第19条の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき30日以内

に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(委託料の支払)

第 12 条 乙は、本契約締結後、乙の提出する様式第 1 による精算払請求書により委託費を支払うものとする。

2 乙が独立行政法人、地方公共団体等であり、甲が委託費のうち必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、様式第 2 による概算払請求書をもって請求することが出来る。ただし、様式第 2 による概算払請求書の必要項目を満たせば、乙の請求書により請求することが出来る。

(会計の取扱い)

第 13 条 乙は、甲から受領した委託料の経理に当たっては、会計区分を明確にし、収支に関する帳簿及び帳票その他本業務に係るすべての証拠書類を整備し、処理しなければならない。

2 乙は、本業務に係る経理帳簿を契約期間満了後 5 年間保管しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 14 条 乙は、様式第 3 に定める実績報告書及び証拠書類（写）を、各年度の 3 月 10 日までに、甲に提出しなければならない。

(委託費の額の確定)

第 15 条 甲は、前条の検査の結果が第 6 条 1 項の委託研究の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託研究の実施に要した経費に係る適正な支出額と契約金額とのいずれか低い額とする。

(委託料の精算)

第 16 条 乙は、概算払で受けた委託料について、精算残額が生じるときは、甲の指示に基づき返納しなければならない。

2 前項の精算においては、様式第 3 「総括表」における直接経費及び一般管理費（直接経費の 30% に相当する額とする）のそれぞれについて精算額を算出することとし、次の（1）、（2）及び（3）の合計額を返還額とする。

（1）様式第 3 「総括表」の直接経費額に消費税を加えた額から、直接経費に係る実支出額合計を差し引いた額

（2）様式第 3 「総括表」の一般管理費額に消費税を加えた金額から、「直接経費に係る実支出額合計」に一般管理費率として 30% を掛け合わせた額を差し引いた金額

（3）一般管理費に係る実支出額合計が、「直接経費に係る実支出額合計」に一般管理費率として 30% を掛け合わせた額を下回る場合は、その差し引いた額

(甲の催告による解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第17条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第19条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第9条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除等に伴う措置）

第20条 契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 3 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第17条、第17条の2又は第17条の3第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第18条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

- 第21条 乙は、第17条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第17条の2第11号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

- 第22条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（情報通信の技術を利用する方法）

- 第23条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（疑義の決定等）

- 第24条 この契約書の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書等に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

- 第25条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙1に定めるところによる。

(成果物の納品)

第26条 成果報告書として、電子媒体1式(Word形式などの電子ファイル)(PDF形式としてCD-ROM等に保存)及び印刷物2部(正1部、写1部)、取得データを契約期間終了日までに提出することとする。なお、当該報告書には研究成果・研究発表・講演、文献、特許等の状況を併せて記入することとする。

(再委託の取扱い)

- 第27条 受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。「主要部分」とは、受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。
- 2 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く受託業務の一部を再委託するに当たっては、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。また、再委託先が委託者の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
 - 3 前項の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託先の商号又は名称、代表者及び所在地
 - イ 再委託の期間
 - ウ 再委託する業務の内容・範囲
 - エ 再委託の理由
 - オ 再委託先の選定理由
(再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力を有することを立証すること)
 - カ 再委託先に対する業務の管理方法
 - キ その他、委託者が指定する事項
 - 4 この契約書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。
 - 5 再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託者に遅滞なく変更の届出を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

(契約事項の遵守・守秘義務)

- 第28条 本委託の実施に当たっては、条例や規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。関係法令等の定めに従い、業務の履行に当たり必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等が必要な場合は、契約締結後速やかに行うこと。届出、手続等を行う際は、事前に委託者の承認を受けること。
- 2 本委託の履行により知り得た個人・企業情報等は委託者の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙2「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」を遵守すること。なお、委託完了後も同様とすること。
 - 3 受託者は、本業務履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
 - 4 受託者は、本委託に係る情報等が外部に漏洩することの無いように、委託者からの貸与物品(電

子データを含む)及び成果物の管理に十分注意すること。また、本委託等に係る情報を本委託の目的以外に使用しないこと。

(契約不適合責任)

第29条 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。

- 2 上記1項の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

(成果物の帰属関係)

第30条 本委託業務の履行により受託者が作成し、委託者に納入した作成物の所有権・著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、委託者に帰属するものとする。なお、東京都と委託者の間で締結した「子供の事故防止につながる基礎研究事業に係る調査・研究業務委託」の契約に基づき、受託者は速やかにその所有権・著作権を委託者に移転するものとする。受託者は、著作者人格権の行使をしないこと。

- 2 作成等に当たり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- 3 作成物とは、受託者が委託者との協議の上に作成する一切の著作物等をいう。

(知的財産権、使用権等について)

第31条 本業務委託の過程において得られた知的財産等の権利のうち、前項に定める成果物に該当しないものについては、受託者に帰属するものとする。ただし、委託者及び東京都は、その権利等を無償で使用することができることとし、その取扱いについては必要に応じて別に定めることとする。この場合において、委託者又は東京都が、本委託業務開始前から受託者が保有していた知的財産権又は本委託業務開始後に本委託業務の履行とは関係なく受託者が取得した知的財産権を使用するときは、委託者又は東京都は使用の期間、使用料の支払いその他必要な事項を定めた契約を受託者と別途締結するものとする。

- 2 受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、本事業実施を円滑かつ効果的に実施するために必要な場合は、委託者の指示に従うことを前提とする。
- 3 本契約を履行するに当たり、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続を行うこと。
- 4 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- 5 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

6 上記(1)から(5)までの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権、肖像権、その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

7 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(事業の公表)

第32条 本委託事業に係る成果を受託者が公表する際には、本事業について明示するものとする。

2 受託者は、事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、委託者と協議することとする。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 受託者は、本委託の履行に当たり不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為を行わないこと。

(損害賠償責任)

第34条 受託者が、故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を受託者が負うこととする。また、委託者が賠償責任を負った場合で、受託者側の責任も認められる場合には、委託者は求償権を行使できる。

(情報セキュリティの確保)

第35条 電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都情報セキュリティ基本方針及び東京都セキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより、委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

(環境により良い自動車利用)

第36条 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(その他)

第37条 本契約の履行に当たって必要な一切の経費については、本契約金額に含む。

2 本事業を円滑に推進するため、事業の実施方針や進め方等について、委託者と十分に調整を図るとともに、委託者から申し出があった場合には、速やかに本委託業務の進捗状況を報告すること。

3 受託者は、委託者の要請による監査等を速やかに受け入れるとともに、監査上必要な書類を作成・

提出すること。

4 受託者は別紙3「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

暴力団等排除に関する特約条項（委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（乙が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

3 契約書第16条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。

5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が定めるものとする。

（再委託禁止等）

第2条 乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。

2 乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

第3条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 乙は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

(個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際して国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「委託者」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要がある個人情報、すべて委託者の保有する個人情報とする。

(受託者の責務)

第2条 受託者は本業務の履行に際して取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して取扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は次の各号による。

(1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止

(2) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。

また、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止

なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。

(4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。

(5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。

(6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。

(7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。

(8) 事故発生時には速やかに委託者に報告すること。

なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行う

ことができる。

(9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。

(10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。

(11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約確定後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 契約書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、契約書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者

の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

(1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

(2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

(1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若し

くは併せて損害の賠償を請求することができる。

- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約確定以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする

(様式第1)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名
インボイス番号

精算払請求書

契約書第12条第2項の規定に基づき、委託費を下記のとおり請求します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 請求金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
4. 振込先金融機関、支店名、預貯金の種別、口座番号及び預貯金の名義

※この請求書の提出時期は、契約締結の後。

(様式第2)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

概算払請求書

契約書第4条第2項の規定に基づき、委託費を下記のとおり請求します。

記

1. 研究題目
 2. 契約締結日
 3. 請求金額 (単位は円とし、算用数字を用いること。)
 4. 概算払を必要とする理由
 5. 振込先金融機関、支店名、預貯金の種別、口座番号及び預貯金の名義
- (注) この請求書には、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第2別紙)

概算払請求内訳書

(単位：円)

費目	委託 契約額	支出 実績額	支出 見込額	合計額	既受領額	請求額	残 額

(様式第3)

記 号 番 号
年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦 殿

住所・名称
及び代表者氏名

委託研究実績報告書

契約書第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 研究題目
2. 契約締結日
3. 委託金額
4. 実施した委託研究の概要
5. 委託研究に要した経費 別紙

(様式第3別紙)

5. 委託研究に要した経費

1) 総括表 (注)

(単位：円)

費目	委託契約額	流用額	流用後額	支出実績額	受けるべき委託費の額
1. 人件費	0	0	0	0	0
2. 事業費	0	0	0	0	0
3. 一般管理費	0	-	0	0	0
小計	0	-	-	0	0
消費税及び地方消費税相当額	0	-	-	0	0
合計	0	-	-	0	0

2) 支出内訳 (実施計画書中の経費の内訳に従い支出実績額の内訳を記載すること。)

(単位：円)

費目	金額
1. 人件費	
2. 事業費	
① 旅費	
② 会議費	
③ 謝金	
④ 備品費	
⑤ 消耗品費	
⑥ 外注費	
⑦ 印刷製本費	
⑧ 補助員費	
⑨ その他経費	
3. 一般管理費	
4. 消費税及び地方消費税	
合計	

(注)： 総括表は、以下のとおり記載する。

- ・ 費目 支出計画中の費目の名称を記載する。
- ・ 委託契約額 費目ごとに、委託契約額(計画変更の承認を行った場合は当該変更後の額)を記載する。
- ・ 流用額 支出計画の費目の50パーセント以内の流用を行う場合は、費目ごとにその額を記載する。
(ただし、費目間の流用制限があるため、あらかじめ委託元へ相談をした上で対応すること。)
- ・ 流用等後額 委託契約額、流用額の合計を費目ごとに記載する。
- ・ 支出実績額 委託業務に要した経費を費目ごとに記載する。
- ・ 受けるべき委託金の額 費目ごとに、流用後額と支出実績額のいずれか少ない額を記載する。ただし、消費税及び地方消費税相当額は小計欄に消費税額を乗じた額とする。

総括表(記入例)

(単位：円)

費目	委託契約額	流用額	流用後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
1. 人件費	900,000	-90,000	810,000	800,000	800,000
2. 事業費	1,000,000	90,000	1,090,000	1,500,000	1,090,000
3. 一般管理費	190,000	-	190,000	230,000	190,000
小計	2,090,000	-	-	2,530,000	2,080,000
消費税及び地方消費税相当額	209,000	-	-	253,000	208,000
合計	2,299,000	-	-	2,783,000	2,288,000

(この報告書の提出時期：約定期限まで。)